

石垣市 令和 元年 6月 定例会（第4回） 06月25日～03日

P.127（名簿）

令和 元年 6月 定例会（第4回）

甲第4号証

令和元年第4回石垣市議会（定例会）
6月25日（火）
（3日目）

開 議 午前10時02分
散 会 午後 4時18分

出席議員

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1	前 津 究 君	13	内 原 英 聡 君
2	平 良 秀 之 君	14	新 垣 重 雄 君
4	後上里 厚 司 君	15	宮 良 操 君
5	石 垣 達 也 君	16	井 上 美 智 子 君
6	米 盛 初 恵 君	17	長 浜 信 夫 君
7	東内原 とも子 君	18	砂 川 利 勝 君
8	長 山 家 康 君	19	砥 板 芳 行 君
9	友 寄 永 三 君	20	我 喜 屋 隆 次 君
10	箕 底 用 一 君	21	仲 間 均 君
11	大 濱 明 彦 君	22	石 垣 亨 君
12	花 谷 史 郎 君		

欠席議員

番 号	氏 名
3	石 川 勇 作 君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者
（初日に同じ）

1. 議会事務局出席者

局 長 名 嘉 昇 君 次 長 宮 良 八十八 君

副主幹兼 高 島 尚 子 君 議事調査係長 本 若 久 司 君
庶務係長

主 事 山 田 昌 平 君 主 事 宮 平 義 也 君

議 事 日 程（第3号）

日 程	件 名
-----	-----

第 1	一 般 質 問
-----	---------

本日の会議に付した事件及び処理結果

件 名	氏 名	処 理 結 果 (質 問 事 項)
一般質問	前津 究君	1. 水産行政について (1) 登野城漁港の防風柵設置について 2. 文化行政について (1) 白保竿根田原人の活用について 3. 施設管理について (1) 職員の安全講習について (2) 公共施設利用料について 4. 観光行政について (1) 川平風致公園整備事業の進捗状況 5. 高齢者運転免許返納制度について (1) 本市の取組について 6. 自衛隊問題について (1) 公有財産検討委員会の開催状況 (2) 弾薬庫（保管庫・火薬庫）について 7. 新庁舎建設について (1) 今後のスケジュールについて
一般質問	東内原とも子君	1. 消防団の充実・強化について (1) 消防団の現状について (2) 消防団の課題と対策について (3) 消防団拠点施設（詰所）の整備について

件 名	氏 名	処 理 結 果 (質 問 事 項)
一般質問	花谷 史郎君	1. 医療行政について (1) 一次医療体制について ア 夜間救急医療体制 イ 伊原間診療所の閉鎖について (2) 災害など緊急時医療体制について ア 救急ヘリポートについて 2. まちづくりの中長期展望について (1) 上水道の配水計画などの課題 (2) 下水道の汚泥処理などの課題 3. 通学路などの安全確保について (1) 横断歩道、信号機の設置について (2) 注意喚起の看板の設置について 4. 陸上自衛隊配備問題について (1) 行政措置の在り方について (2) 住民投票条例について (3) カンムリワシの保護について

件 名	氏 名	処 理 結 果 (質 問 事 項)
		1. 美崎町の防犯・迷惑行為防止等・環境浄化への取組 (1) 本市を代表する歓楽街の美崎町では、観光客の増加に伴い悪質な客引き行為や不当な料金請求等、著しい環境悪化が指摘されており、美崎町自治公民館や警察、関係団体等が改善に取り組んでいる ア 本市の取組について イ 美崎町への交番・警察官駐在所設置について ウ 本市による防犯拠点施設設置について 2. 港湾行政について (1) 南ぬ浜町クルーズ船用岸壁整備が進んでおり、昨年より暫定供用開始がなされている。先月には、これまで石垣港沖

一般質問	砥板 芳行君	に錨泊していた10万トン以上のクルーズ船が接岸できるようになり、また寄港数も今後増加が見込まれることから、これまで以上に乗降客が増加する。
		ア 二次交通について
		イ 南ぬ浜町への第2架橋整備・事業化について
		ウ 港湾ターミナル（浜崎町）の有効活用について
		3. 米原キャンプ場管理について
		(1) 米原キャンプ場は、今年度は指定管理制度による運営が出来ず、市の直営及び一部業務委託となっているが、現状のキャンプ場運営について市民・利用者から苦情が相次いでいることから改善策について
		4. 陸上自衛隊配備計画について
		(1) 防衛施設周辺対策事業による旧空港跡地防災公園整備について（ヘリポート併設防災公園）

令和元年第4回石垣市議会（定例会）

6月25日（火）

（3日目）

開 議 午前10時02分

P.175 議長（平良秀之君）

○議長（平良秀之君） 花谷史郎君。

P.175 12番（花谷史郎君）

◆12番（花谷史郎君） 私の認識では、準用するに至っては、自治基本条例の中に準用する旨を明文化した上で、なおかつこれには罰則規定、懲役刑等も入っている部分がありますので、これは警察とも、司法のほうとも調整が必要なものと理解しております。そういった町政、そして選管との調整が今までなされないまま来ていたということは、市民の権利を奪っているような現状があるのではないかなと思います。

そして、地方自治法のほう、請求をせざるを得なかった市民の若者の皆様、本来でしたら自治基本条例のほうを請求していれば、市長に実施の責任があったということが言われております。

しかし、私はもう一つ理論があるのではないかなと。自治基本条例の中では、74条をもとにして署名を集めるということが、地方自治法の74条をもとに署名を集めるという旨も逐条解説の中で書いてあります。

ということ、地方自治法に基づいて署名を集め請求した後、署名が有権者の4分の1を上回っていた際には、市長に実施する責務、義務が生まれてくると、そういった解釈が私は正しいのではないかなというふうに考えております。

その中で、ということ、昨年12月に提出された署名は実はまだ生きていて、市長の義務、そういったものがまだ残っているのではないかなと、私は今考えているところです。

ぜひ市長も、この自治基本条例の部分でしっかりと市民が請求し、そして市長がその権利、義務を遂行できるような条例づくり、そういった部分に尽力していただきたいと考えております。市長の今後の方針等を含め答弁をお願いいたします。

P.175 議長（平良秀之君）

○議長（平良秀之君） 市長、中山義隆君。

P.175 市長（中山義隆君）

◎市長（中山義隆君） お答えいたします。

あくまでもさきに集められた署名、1万4,000筆以上の署名が集まったものに関しましては、地方自治法に基づいて集められた署名でございます。通常であるならば、50分の1以上集まれば請求ができるというところでございます。それが市民の4分の1以上集まったから自治基本条例に振りかえろというのは、私は当たらないというふうに思っております。

自治基本条例は自治基本条例、地方自治法は地方自治法、請求する際に地方自治法で請求されていますので、地方自治法にのっとり手順を進めさせていただきました。

住民の皆さんからは、12月の20日のほうに申請のほうが出されました。通常は20日間以内に行政として動けばいいものなんですけれども、私としましては1万4,000以上集まった、当然50分の1以上あるというのは確実でございますので、それをいちいち審査する必要もなくて、住民の皆さんの気持ちにお答えしたいということで、20日に受けとった部分を土曜、日曜、そしてまた振りかえ休日の3日間を挟んだ後の25日に、議会のほうに申請をさせていただいて、手順を踏ませていただきました。

住民の皆さんの署名に対する思いについては、私は真摯に対応させていただいたつもりでございますけれども、ただ議員は、今、おっしゃったように、それを、その気持ちを酌み取って、また署名の数を酌み取って、自治基本条例に振りかえろということに関しては、私は法治国家でありますので、法令の定めに従って進めていくべきだというふうに考えております。